

(参考資料)

令和5年12月5日
会計検査院

会計検査（契約関係）について
～令和4年度決算検査報告から～

<目次>

- ① 建設工事等に伴う警備業務契約に係る警備労務費の予定価格の積算に当たり、夜勤単価の算出の基となる合理的な割増率を定めるなどするとともに、契約変更を行う場合において、原則として当初契約の積算時における労務単価を用いるよう周知することにより、適切な積算を行うよう改善させたもの（防衛省・処置済事項）・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- ② 警備業務に係る委託契約において、予定価格の積算に当たり、警備員の1時間当たりの人件費単価の算出を誤ったこと及び平日の巡回警備に係る1日当たりの配置時間数を過大に設定していたことにより、契約額が割高となっていたもの（日本年金機構・不当事項）・・・・・・・・・・3
- ③ 航空管制官訓練教官業務作業員の派遣契約に係る予定価格の積算に当たり、派遣単価の算出根拠となる資料に記載された派遣料金に消費税が含まれていることなどを踏まえた派遣単価の算出方法を定めた積算要領を制定するなどして、予定価格の積算が適切に行われるよう改善させたもの（国土交通省・処置済事項）・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
- ④ 隊舎改修に伴う建築工事等の施行に当たり、宿泊費等の積算を誤ったため、契約額が割高となっていたもの（防衛省・不当事項）・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
- ⑤ 収穫調査に係る人員輸送費の積算に当たり、複数のレンタカー会社から月額料金に係る見積書を徴取することなどを要領に定めて、市場価格等を踏まえた適切な借上料金を用いて経済的な積算を行うよう改善させたもの（農林水産省・処置済事項）・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
- ⑥ 山林施設災害関連事業等の実施に当たり、概算数量で設計していた仮設工について、実際の施工数量に基づく設計変更を行っていなかったため、契約額が割高となっていたもの（農林水産省・不当事項）・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
- ⑦ 東京オリンピック・パラリンピック競技大会の選手村に設置される飲食提供施設に提供する国産豚肉の調達、加工、保管等に係る契約において、契約を構成する主要な事項について合意した内容と異なる内容の契約書を作成し、また、業務の履行が完了したこととして検査調書を作成して会計法令に違反していたもの（農林水産省・不当事項）・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
- ⑧ 学生健康診断サポート・データ管理システムの開発契約において、仕様書等で会社に対して提供することとされていた情報を適切に提供しなかったことなどにより、給付が完了していなかったのに、会社から納品書等を提出させ、会計規則等に反して給付が完了したこととして契約金額全額を支払っていたもの（国立大学法人山口大学・不当事項）・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
- ⑨ 情報セキュリティ強化対策として機構の業務用端末をインターネットから分離するなどの契約の実施に当たり、機構において必要な業務を適時適切に実施していなかったため、分離システムの構築のために賃借した機器等の一部が一度も使用されておらず、また、追加費用が生じたもの（独立行政法人海技教育機構・不当事項）・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
- ⑩ 耐震補強設計業務委託契約における鋼製橋脚に係る耐震補強の要否の判定及びそれに基づく設計について、適用した基準が適切でなかったため、改めてやり直す結果となっていて、成果品が所期の目的を達していなかったもの（阪神高速道路株式会社・不当事項）・・・・・・・・・・14

- ① 建設工事等に伴う警備業務契約に係る警備労務費の予定価格の積算に当たり、夜勤単価の算出の基となる合理的な割増率を定めるなどするとともに、契約変更を行う場合において、原則として当初契約の積算時における労務単価を用いるよう周知することにより、適切な積算を行うよう改善させたもの

・深夜時間帯の割増率が25%を超えていた警備労務費について低減できた積算額(1)	5億1210万円
・当初契約の積算時と異なる労務単価を適用した警備労務費について低減できた積算額(2)	1340万円
・(1)及び(2)の計	5億2550万円

1 警備業務契約における予定価格の積算等の概要

(1) 警備業務契約の概要

防衛省は、自衛隊及び駐留軍の使用に供する施設を新たに取得し、又は既に取得した施設を改修するなどの建設工事を毎年度実施しており、地方防衛局等は、建設工事等の実施に当たっては、工所用資材の搬入・搬出を行う工事用車両の通行管理及び事故防止並びに侵入者の防止等を目的として、警備会社と役務契約(以下「警備業務契約」)を締結して、警備業務を実施している。

(2) 警備労務費に係る予定価格の積算の概要

同省は、警備業務契約の予定価格のうち物品費、諸経費等を除いた警備員等に係る労務費(以下「警備労務費」)の積算に当たっては、同省独自の基準がないことから、国土交通省大臣官房官庁官繕部が制定した「建築保全業務積算基準」(以下「建築保全積算基準」)等を基に算出することとしている。建築保全積算基準等によれば、警備員の労務単価は、次の①及び②のとおり、従事する時間帯に応じて区分することとされている。

① 午前5時から午後10時までの時間帯(以下「日中時間帯」)に業務に従事する場合の1日8時間当たり単価(以下「日割基礎単価」)

② 午後10時から午前5時までの時間帯(以下「深夜時間帯」)に業務に従事する場合の1時間当たり単価(以下「夜勤単価」)

そして、夜勤単価については、日割基礎単価を1時間当たりに換算した単価(以下「時間単価」)等に25%以上の割増率を乗じたものを時間単価に加えることとされている。

(3) 契約変更に係る予定価格の積算の概要

同省は、建設工事の契約に含まれる警備業務の予定価格の積算については、同省が定めた「土木工事積算基準」(以下「土木積算基準」)等により、安全費として計上している。そして、土木積算基準等によれば、契約変更に係る積算のうち、労務費の積算については、原則として原工事の積算時における労務単価を用いることとされている。また、同省内部部局は、建設工事等の契約と別に締結される警備業務契約に係る契約変更を行う場合について、土木積算基準等に準拠するよう地方防衛局等に周知はしていないものの、警備労務費の積算については、原則として当初契約の積算時における労務単価を用いることとしている。

2 検査の結果

平成30年度から令和4年度までの間に警備業務契約を締結していた4防衛局^(注)の契約のうち、4年度までに契約が完了していた26契約(契約額計169億7097万円、警備労務費の積算額計116億3831万円)を対象として検査した。

(注) 4防衛局 北海道、南関東、近畿中部、沖縄各防衛局

- (1) 深夜時間帯の勤務に対して受注者における割増率の実態等より高い割増率となっている夜勤単価を適用していた事態

前記26契約のうち、沖縄防衛局の深夜時間帯に警備業務を実施させている警備業務契約11契約(契約額計166億3682万円、警備労務費の積算額計114億0162万円)では、複数の業者から徴取した

見積書のうち総額が最低金額となっている見積書を予定価格として採用するなどしていた。上記予定価格の積算において採用した見積書に記載されている労務単価を確認したところ、日中時間帯の労務単価により時間単価については把握できるものの、夜勤単価に係る割増率が当該見積書に記載されていないことから、夜勤単価が適切なものとなっているかについては確認できないものとなっていた。また、実際に同防衛局は、深夜時間帯の勤務に係る割増率を把握していなかった。

そこで、上記11契約の予定価格の積算について、日中時間帯には時間単価を適用して、それを基に夜勤単価を算出するなどして割増率を算出したところ、11契約において割増率が25%を超えており、その割増率は25.4%から142.1%までとなっていた。

しかし、同防衛局を通じて上記11契約の受注者4者の給与規程等を確認したところ、割増率は25%又は26%となっており、各受注者は、これらの割増率により算出された夜勤単価を基に計算された給与を警備員等に対して実際に支払っていた。

(2) 契約変更の積算時における労務単価を合理的な理由もなく当初契約の積算時と異なる労務単価に変更していた事態

前記26契約のうち、南関東防衛局の1契約(当初契約額1億3852万円、警備労務費の積算額1億0115万円)において、実績の総時間数を基に契約を変更するに当たり、上記当初契約の予定価格の積算時に採用した労務単価1,575円について、今後の契約の参考とするなどのために入札後に受注者から提出させていた業務費内訳明細書に記載されている労務単価2,100円に変更するなどして、最終の契約変更後の契約額を7684万円(警備労務費の積算額5377万円)として契約を締結し、同額を支払っていた。

しかし、前記のとおり同省内部部局は、警備業務契約に係る契約変更を行う場合について土木積算基準等に準拠するよう地方防衛局等に周知はしていないものの、警備労務費の積算については、原則として当初契約の積算時における労務単価を用いることになっているとしている。

そして、当該契約変更においては、新たな職種の警備員を配置するなどの仕様の変更はなく、また、同防衛局が受注者から入手した賃金台帳等を確認するなどしても、当初契約の積算時における労務単価を変更すべき事情は認められなかった。

このように、警備労務費の予定価格の積算に当たり、深夜時間帯の勤務に対して受注者における割増率の実態等より高い割増率となっている夜勤単価を適用し、また、契約変更の積算時における労務単価を合理的な理由もなく当初契約の積算時と異なる労務単価に変更していた事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

前記11契約の警備労務費について、夜勤単価の割増率を受注者における割増率の実態を踏まえるなどして、建築保全積算基準等に定められている下限の25%と仮定して試算すると、積算額は計10億8947万円となり、約5億1210万円低減できたと認められた。また、前記1契約の警備労務費について、最終の契約変更の積算時における労務単価に当初契約の積算時における労務単価1,575円を適用することとして修正計算すると、積算額は4033万円となり、約1340万円低減できたと認められた。

3 防衛省が講じた改善の処置

同省内部部局は、警備業務契約に係る警備労務費の予定価格の積算が適切に行われるよう、5年8月に地方防衛局等に対して通知を発して、次のような処置を講じた。

ア 深夜時間帯の勤務を伴う警備労務費の予定価格の積算に当たり、業者から見積書を徴取する際に日割基礎単価について確認することや夜勤単価の算出の基となる合理的な割増率を25%に定めたことなどを地方防衛局等に周知した。

イ 警備業務契約の契約変更を行う場合に、土木積算基準等に準拠し、原則として当初契約の積算時における労務単価を用いるよう地方防衛局等に周知した。

- ② 警備業務に係る委託契約において、予定価格の積算に当たり、警備員の1時間当たりの人件費単価の算出を誤ったこと及び平日の巡回警備に係る1日当たりの配置時間数を過大に設定していたことにより、契約額が割高となっていたもの

1件 不当金額 5700万円

1 警備業務に係る委託契約の概要等

日本年金機構は、令和4年6月1日から7年5月31日までの間における本部施設の警備業務について、総合評価落札方式による一般競争入札により、テイケイ株式会社に契約額4億9500万円で委託している。

機構は、仕様書等において、警備員の配置箇所を平日と休日に分けてそれぞれ定め、配置箇所に警備員が常駐して行う警備(以下「常駐警備」)については、配置箇所ごとに常駐させる時間帯を示している。また、施設を警備員が巡回して行う警備(以下「巡回警備」)については、平日は原則として1日に計5回の巡回を行うとしてそれぞれ巡回する時刻を定めている。

機構は、賃金構造基本統計調査(以下「賃金センサス」)における「^(注)きまって支給する現金給与額」「年間賞与その他特別給与額」等から算出した1か月当たりの人件費を基に、午前5時から午後10時までの間の1時間当たりの人件費単価(以下「日勤単価」)を算出し、また、午後10時から午前5時までの深夜時間帯については、労働基準法に定める割増しの対象になるとして、日勤単価に1.25を乗じてこの間の1時間当たりの人件費単価(以下「夜勤単価」)を算出しており、これらの単価に委託期間において必要な配置人数及び配置時間数を乗ずるなどして予定価格を積算している。

(注) きまって支給する現金給与額 事業所の就業規則等で定められた給与に関する支給条件及び算定方法によって支給された現金給与額をいい、基本給、通勤手当、家族手当等が含まれるほか、時間外勤務手当等も含まれる。

2 検査の結果

機構が賃金センサスを基に算出した日勤単価及び夜勤単価は、時間外勤務手当等や賞与等を含むものとなっていた。しかし、複数の警備員が交替で常駐警備と巡回警備に従事することで警備員1名の1日当たりの労働時間が8時間を超えないようにすることが可能であることなどから、日勤単価及び夜勤単価の算出に当たり、時間外勤務手当等を含める必要はなかった。また、労働基準法等によれば、深夜時間帯の労働に係る割増賃金の基礎となる賃金には賞与等は算入しないこととされていることから、夜勤単価について、賞与等を算入していない1時間当たりの人件費単価を算出した上で、これに割増率である25/100を乗じて得た割増額を日勤単価に加算する方法により算出すべきであった。

さらに、機構は、巡回警備に係る人件費について、平日1日当たりの配置時間数を24時間と設定し、これに委託期間のうち平日の総日数を乗じて算出した日勤又は夜勤に係る総時間数に日勤単価又は夜勤単価を乗じて積算していた。しかし、仕様書等において、平日の巡回警備は原則として1日に計5回の巡回を行うとされているものの、1回当たりの所要時間数は示されていなかったことから、過去に機構から本部の警備業務に係る委託を受けていた受託事業者のシフト表等を確認したところ、1日当たりの配置時間数は最大でも計8.5時間程度(1回当たりの所要時間数は1.7時間)となっていて、終日(24時間)配置されるものとはなっていなかった。

したがって、日勤単価及び夜勤単価について、算定の基礎となる1か月当たりの人件費から時間外勤務手当等を除外するなどして算出するとともに、平日の巡回警備に配置する警備員の1日当たりの配置時間数を8.5時間とするなどして予定価格を修正計算すると4億3793万円となり、本件契約額4億9500万円はこれに比べて約5700万円割高となっていて不当と認められる。

- ③ 航空管制官訓練教官業務作業員の派遣契約に係る予定価格の積算に当たり、派遣単価の算出根拠となる資料に記載された派遣料金に消費税が含まれていることなどを踏まえた派遣単価の算出方法を定めた積算要領を制定するなどして、予定価格の積算が適切に行われるよう改善させたもの

・航空管制官訓練教官業務作業員の派遣契約に係る予定価格の積算において低減できた積算額

7800万円

1 航空管制官訓練教官業務作業員の派遣契約の概要等

(1) 航空管制官訓練教官業務作業員の派遣契約の概要

国土交通省は、航空法等に基づき、航空機に対して、安全かつ円滑な航空交通の確保を考慮して、離陸若しくは着陸の順序、時機若しくは方法又は飛行の方法について指示する航空交通管制業務(以下「管制業務」)を行っている。

そして、航空交通管制職員試験規則等によれば、管制業務に従事しようとする職員は、全国の空港事務所、航空交通管制部等の管制業務を行う機関(以下「管制機関」)ごとに管制業務に係る技能証明を取得し、かつ、国土交通省が実施する英語能力証明試験を定期的に受験して英語能力証明を取得しなければならないこととされている(管制業務に係る技能証明及び英語能力証明を取得して管制業務に従事している職員を「航空管制官」)。

そのため、国土交通省は、管制機関において適切に技能証明及び英語能力証明に係る研修を実施することを目的として、全国の管制機関に配置されている航空管制官のうち一部の者に、当該研修全般に係る管理、当該研修を受ける職員に対する指導等(以下「訓練教官業務」)を管制業務と兼務で行わせている。

しかし、近年、我が国の航空交通量が増加傾向にあることから、国土交通省は、訓練教官業務を行う航空管制官の負担を軽減して管制業務に専念させることなどを目的として、訓練教官業務の一部等を航空管制官に代わって派遣労働者に実施させることとして、平成21年度以降、毎年度、航空管制官訓練教官業務作業員(以下「インストラクター」)の派遣契約(単価契約。以下「派遣契約」)を派遣会社と締結して、インストラクターを全国の管制機関等に配置している。

インストラクターが行う業務には、航空管制官の技能証明の取得及び技量維持に係る訓練、研修等を実施する航空管制官訓練業務と、英語能力証明試験に関する英語教育等を実施する英語教育補助業務とがある。

派遣契約については、インストラクターが行う業務の実施場所に応じて、国土交通本省及び東京、大阪両航空局で、それぞれ一般競争入札により締結しており、その契約件数及び派遣業務費の支払額は、令和3、4両年度計18件、計9億4021万円となっている。

(2) 派遣契約に係る予定価格の積算

派遣契約に係る予定価格の積算は、国土交通本省及び東京、大阪両航空局において、国土交通省が毎年度発出している派遣契約に関する積算方針や単価等が記載された事務連絡(以下「積算方針」)に基づき行うことになっている。

積算方針によれば、派遣契約に係る予定価格については、インストラクターが行う航空管制官訓練業務及び英語教育補助業務の別に定めた時間単価(以下「派遣単価」)にインストラクターの年間総労働時間及び人数を乗じた額に、消費税(地方消費税を含む。)相当額を加算して積算することとされている(次式参照)。

$$\text{予定価格の積算額} = \text{A} \times \left[\text{派遣単価} \times \text{年間総労働時間} \times \text{人数} \right] + \text{A} \times \text{消費税率}$$

このうち派遣単価は、国土交通省において、次のように算出している。

- ① 毎年度、過年度に国土交通本省及び東京、大阪両航空局と派遣契約を締結した派遣会社から

賃金台帳の提出を受けて、これを基に、直近3か年度の各年度のインストラクターの1人1時間当たりの賃金の単価を計算し、その平均額を算出する(算出した平均額を「賃金単価」)。

- ② 厚生労働省が毎年度公表している「労働者派遣事業報告書の集計結果」(以下「厚労省集計結果」)に記載されたインストラクターが行う業務に類似する職種の派遣料金(以下「集計結果派遣料金」)及び派遣労働者の賃金(以下「集計結果派遣労働者賃金」)から、直近3か年度の各年度の集計結果派遣料金に占める派遣会社のマージン(集計結果派遣料金から集計結果派遣労働者賃金を差し引いた額。派遣会社の利益、派遣会社が負担する社会保険料、教育訓練費等がこれに含まれる。)の割合を計算し、その平均値を算出する(算出した平均値を「マージン率」)。
- ③ ①で算出した賃金単価と②で算出したマージン率を使用して、次式により派遣単価を算出する。

$$\boxed{\text{③派遣単価}} = \boxed{\text{①賃金単価}} \div (1 - \boxed{\text{②マージン率}})$$

(注) 労働者派遣事業報告書の集計結果 厚生労働省が、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律に基づき、毎年度、所定の様式により派遣会社から提出される労働者派遣事業報告書に記載された派遣料金等を集計して取りまとめたもの

2 検査の結果

前記の派遣契約18件を対象として、国土交通本省及び東京、大阪両航空局において検査した。

国土交通本省及び東京、大阪両航空局は、前記18件の派遣契約に係る予定価格について、積算方針に定めた派遣単価にインストラクターの年間総労働時間及び人数を乗じた額に、消費税相当額を加算して、計10億4847万円と積算していた。

そして、国土交通省は、積算方針に定めた派遣単価の算出に当たり、集計結果派遣料金には消費税が含まれないものとして、集計結果派遣料金をそのまま用いて、マージン率を年度及びインストラクターが行う業務の別に30.4%から32.8%までと算出していた。

しかし、労働者派遣事業報告書の様式には、平成27年9月以降、同報告書に記載する派遣料金は消費税を含むと明記されており、また、29年度以降は、厚労省集計結果においてもその旨が明記されていた。

そこで、集計結果派遣料金から消費税相当額を控除してマージン率を試算すると、年度及びインストラクターが行う業務の別に24.9%から27.3%までとなり、このマージン率を使用するなどして派遣単価を試算すると、国土交通省が積算方針に定めた派遣単価2,241円から3,819円までを151円から293円まで下回る額となった。

このように、積算方針に定めた派遣単価の算出過程において、集計結果派遣料金から消費税相当額を控除しなかったため、予定価格の積算額が過大となっていた事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

前記18件の派遣契約に係る予定価格の積算額10億4847万円について、集計結果派遣料金から消費税相当額を控除して算出したマージン率を使用するなどして試算した派遣単価に基づいて修正計算すると計9億7039万円となり、積算額を約7800万円低減できたと認められた。

3 国土交通省が講じた改善の処置

国土交通省は、派遣契約に係る予定価格の積算が適切に行われるよう、次のような処置を講じた。

ア 集計結果派遣料金には消費税が含まれていることを踏まえて令和5年度の派遣契約に係る派遣単価を算出した上で、5年2月に関係部局に対して積算方針を発するなどして、5年度の派遣契約について当該派遣単価を使用して予定価格を積算するよう周知した。

イ 同年8月に、今後の派遣単価の算出に当たり、集計結果派遣料金から消費税相当額を控除して算出したマージン率を使用することなどを定めた積算要領を制定し、同月に積算方針の作成を担当する部局に対して事務連絡を発して、当該積算要領に基づいて適切に派遣単価を算出するよう周知した。

④ 隊舎改修に伴う建築工事等の施行に当たり、宿泊費等の積算を誤ったため、契約額が割高となっていたもの

1件 不当金額 3760万円

1 工事の概要

北関東防衛局は、平成30年度から令和3年度までの間に、「父島(30補)隊舎改修建築その他工事」(以下「本件工事」)を一般競争契約により五洋建設株式会社に契約額3億9934万円で請け負わせて施行している。

本件工事は、小笠原諸島父島に所在する海上自衛隊父島基地分遣隊において、既存の隊舎2棟の事務室、便所、洗面洗濯室、浴室等の改修を行うもので、建築工事、電気設備工事、機械設備工事、土木工事等から構成されている。

局は、本件工事の工事費について、国土交通省大臣官房官庁営繕部が制定し、官庁営繕関係基準類等の統一化に関する関係省庁連絡会議において統一基準と決定された「公共建築工事積算基準」、「公共建築工事共通費積算基準」、防衛省が定めている「土木工事積算基準」等に基づき、直接工事費に共通仮設費、現場管理費、一般管理費等及び消費税等相当額を加えて積算している。

また、補正予算で発注される工事については、防衛省が上記のほか別途通知を発出している。そして、平成30年度補正予算で発注される工事については、「平成30年度補正予算に係る建設工事標準図等活用発注(簡易型)指針について(通知)」に基づき、設計変更において、新たな工種等を追加する場合又は当初の条件を大幅に変更する場合における単価及び価格は、受注者から提出された見積価格を採用することができることとされている。本件工事も、平成30年度補正予算で発注された工事であり、上記の通知等により積算している。

2 検査の結果

局は、本件工事において、施工後の最終の契約変更に当たり、受注者から見積書を提出させるなどして工事費を積算していたが、次のアからウまでの誤りなどが認められた。

ア 本件工事の工事場所は離島に所在することから、必要となる作業員等の宿泊費を建築工事の共通仮設費に積み上げて計上している。この宿泊費の積算に当たり、受注者から提出された渡航履歴報告書に記載の滞在期間に基づいて宿泊日数を延べ1,539日とし、宿泊費1894万円を計上すべきであったのに、同報告書の誤った宿泊日数の合計1,555日を採用し、更に宿泊日数1日につき3人が宿泊したものと誤認したため、これに3を乗じて宿泊日数を4,665日とし、宿泊費5266万円を計上していた。

イ 本件工事で使用する足場や養生等の直接仮設に係る費用の積算に当たり、見積価格は工事全体の隊舎2棟分における当該費用一式で623万円とされていたのに、当該見積価格は隊舎1棟当たりの価格であると誤認して、隊舎2棟分として1246万円を直接工事費に計上していた。

ウ 第1隊舎の外壁改修における径が300mm以下の削孔54か所に係る費用の積算に当たり、受注者の見積価格は削孔長1m当たりの単価が115,100円となっていたことから、これを削孔1か所当たりの単価に換算した27,000円に、箇所数の54を乗じた145万円を直接工事費に計上すべきであった。しかし、削孔1か所当たりの単価が115,100円であると誤認したため、これに54を乗じた621万円を直接工事費に計上していた。

したがって、適切な積算方法に基づくなどして本件工事の工事費を修正計算すると、他の項目において積算過小となっていた費用を考慮しても、工事費の総額は3億6167万円となることから、本件契約額3億9934万円はこれに比べて約3760万円割高となっていて不当と認められる。

- ⑤ 収穫調査に係る人員輸送費の積算に当たり、複数のレンタカー会社から月額料金に係る見積書を徴取することなどを要領に定めて、市場価格等を踏まえた適切な借上料金を用いて経済的な積算を行うよう改善させたもの

・低減できた人員輸送費の積算額

7360万円

1 事業の概要

(1) 収穫調査の概要

林野庁は、国土の保全その他国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るとともに、林産物を持続的かつ計画的に供給することなどを目標として、国有林野の適切かつ効率的な管理経営を行うこととなっている。そして、森林管理署等は、森林管理局の定めた国有林野の管理経営に関する計画に従い、立木の状態で販売する立木販売、立木を伐倒等して丸太を生産する製品生産事業等を行っている。

森林管理局及び森林管理署等は、立木販売及び製品生産事業に係る予定価格を算定するために、農林水産大臣が指定する者(以下「指定調査機関」)等に、立木の樹種、樹高、胸高直径、品質等の調査(以下「収穫調査」)を行わせることができることになっている。

(2) 収穫調査に係る予定価格の積算方法

森林管理局は、同庁が制定した「国有林野等の収穫調査業務委託事務取扱要領の制定について」(以下「要領」)に基づき、それぞれ収穫調査業務委託積算要領等(以下「積算基準」)を制定しており、森林管理局及び森林管理署等は、積算基準等に基づき人件費、人員輸送費等の経費を算出し、これらを合算するなどして収穫調査に係る予定価格を積算している。また、予定価格の決定に当たっては、市場価格、取引の実態等について十分な調査を行うなどして適正な価格とするよう努力することとなっている。

(3) 人員輸送費の算出方法等

要領において、人員輸送費は、森林管理署等から調査現地等までの移動に要する経費であり、貨客兼用自動車の機械損料及び燃料費の合計額となっている。このうち、機械損料は、1日の損料としてレンタカーの借上料金(以下「借上料金」)を用いることとなっていて、その借上日数については、調査箇所における立木の調査量に応じた日数とすることとなっている。そして、森林管理局は、毎年度、レンタカー業を営む者(以下「レンタカー会社」)から見積書を徴取するなどして決定した借上料金を積算基準において定めている。

2 検査の結果

^(注1)7森林管理局及び^(注2)44森林管理署等において、令和3、4両年度に実施された収穫調査に係る委託契約計329件、支払額計35億4436万円のうち、契約額が多額となっているなどの委託契約計209件、支払額計27億8756万円を対象として検査した。

人員輸送費の積算においては、借上料金に借上日数を乗じた機械損料が大部分を占めている。そして、森林管理局が借上料金を定めるに当たっては、前記のとおり、市場価格等について十分な調査を行うなどすることが求められている。そこで、森林管理局が積算基準において定めていた3、4両年度における借上料金をみたと、北海道森林管理局は、レンタカー会社1者がホームページで公表していた月額料金を1か月当たりの使用見込日数である20日で除するなどして算定した金額が日額料金より安価となる傾向があることから、これを借上料金として積算に用いていた(月額料金から算定した借上料金を「長期レンタカー料金」)。

しかし、北海道森林管理局の管轄区域内に所在するレンタカー会社の店舗を確認したところ、収穫調査の調査箇所に応じた調達可能なレンタカー会社が複数存在しており、それぞれが示す料金は異なっていた。このため、北海道森林管理局の委託契約48件の予定価格の積算に用いられていた長期レンタカー料金は、市場価格を十分に反映したものとはなっていなかった。

一方、東北、関東、中部、近畿中国、四国、九州各森林管理局(以下「東北森林管理局等」)は、複

数のレンタカー会社から徴取するなどした日額料金を比較して算定するなどした金額を借上料金として積算に用いていた(日額料金から算定した借上料金を「短期レンタカー料金」)。

しかし、前記のとおり、月額料金は日額料金よりも1日当たりの料金が安価となる傾向があり、収穫調査を実施していた指定調査機関が使用していたレンタカーも9割以上は月額料金により調達されていた。

そこで、短期レンタカー料金を借上料金として積算に用いている東北森林管理局等の委託契約について、積算上の借上日数をみたところ、161件のうち123件は20日から1,072日までとなっていて、北海道森林管理局が長期レンタカー料金の算定において用いていた1か月当たりの使用見込日数である20日以上であったことから、これらの契約については長期レンタカー料金により調達することが可能な状況となっていた。

これらのことから、本院が、森林管理局を通じて複数のレンタカー会社から月額料金に係る見積書を徴取するなどして、それらの平均価格を20日で除するなどして算定したところ、1日当たり2,562円から6,585円までとなっていて、森林管理局が定めた借上料金より安価なものとなっていた。

このように、人員輸送費の積算に当たり、レンタカー会社1者のみの月額料金をそのまま採用していたこと、短期レンタカー料金を設定していたことから、市場価格等を十分に踏まえた経済的な積算となっていなかった事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(注1) 7森林管理局 北海道、東北、関東、中部、近畿中国、四国、九州各森林管理局

(注2) 44森林管理署等 石狩、檜山、根釧西部、網走中部、空知、網走南部、胆振東部、十勝東部、青森、津軽、下北、盛岡、秋田、米代東部、山形、庄内、磐城、茨城、利根沼田、東京神奈川、北信、東信、南信、木曾、岐阜、飛騨、兵庫、鳥取、島根、岡山、広島、広島北部、愛媛、安芸、四万十、佐賀、熊本、熊本南部、大分、大分西部、鹿児島、北薩各森林管理署、最上、白河両森林管理署支署

北海道森林管理局の委託契約48件及び東北森林管理局等の委託契約123件の計171件に係る人員輸送費の積算について、複数のレンタカー会社から徴取した見積書等に基づき算定した長期レンタカー料金を用いて試算したところ、3、4両年度の積算額は、それぞれ計8002万円、計9679万円、合計1億7681万円となり、7森林管理局及び43森林管理署等が積算していた積算額計1億1527万円、計1億3523万円、合計2億5051万円は、計約3520万円、計約3840万円、合計約7360万円が低減できたと認められた。

(注3) 43森林管理署等 石狩、檜山、根釧西部、網走中部、空知、網走南部、胆振東部、十勝東部、青森、津軽、下北、盛岡、秋田、米代東部、山形、庄内、磐城、茨城、利根沼田、東京神奈川、北信、南信、木曾、岐阜、飛騨、兵庫、鳥取、島根、岡山、広島、広島北部、愛媛、安芸、四万十、佐賀、熊本、熊本南部、大分、大分西部、鹿児島、北薩各森林管理署、最上、白河両森林管理署支署

3 林野庁が講じた改善の処置

同庁は、5年9月に要領を改正して、収穫調査に係る人員輸送費の積算に当たり、長期レンタカー料金を適用することが可能な1か月当たり20日以上の使用が見込まれる場合には、複数のレンタカー会社から月額料金に係る見積書を徴取することなどを定めるとともに、森林管理局に対して通知を發出して、同年12月以降に入札公告を行う契約について、市場価格等を踏まえた適切な借上料金を用いて経済的な積算を行わせることとする処置を講じた。

⑥ 山林施設災害関連事業等の実施に当たり、概算数量で設計していた仮設工について、実際の施工数量に基づく設計変更を行っていなかったため、契約額が割高となっていたもの

1件 不当金額 1239万円

1 工事の概要

中部森林管理局東信森林管理署(以下「東信署」)は、令和元年東日本台風により被災した長野県上田市所在の国有林に治山ダムを設置等するために、令和元年度から3年度までの間に「池ノ沢災害関連ほか1治山工事」を、一般競争契約により、青木建設工業株式会社に契約額1億2804万円で請け負わせて実施している。

本件工事は、災害により渓床に堆積した不安定土砂の移動を防止することなどを目的とした治山ダムを新たに設置等するために、谷止工等及びこれに必要な仮設工を実施したものである。

このうち、仮設工は、谷止工等に必要な資材等を運搬するために、既設の烏帽子林道等(林道台帳における延長計5,437m。以下「林道区間」)における損壊箇所の補修等と、既設の森林作業道等から新設する治山ダム等の施工現場までの区間(延長計510m。以下「施工現場区間」)における新たな仮設作業道の作設(これらを「仮設作業道作設等」)を行うなどするものである。

「発注関係事務の運用に関する指針」によれば、災害発生後の緊急対応に当たっては、概算数量による発注を行った上で現地状況等を踏まえて契約変更を行うなど、工事の緊急度に応じた対応も可能であるとされている。

また、「森林整備保全事業に係る設計変更等ガイドラインについて」によれば、仮設及び施工方法の一切の手段の選択を受注者の責任で行う任意仮設については、仮設及び施工方法に変更があっても、原則として設計変更の対象としないが、当初積算時の想定と現地条件が異なるなどの場合は、必要に応じて設計変更を行うこととされている。そして、国有林野事業工事請負契約約款によれば、発注者は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができ、この場合において、必要があると認めるときは請負代金額を変更しなければならないとされている。

2 検査の結果

東信署は、当初設計に当たり、仮設工を任意仮設とし、仮設作業道作設等を早期に施工する必要があるなどとして、概算数量により積算することとし、その数量を次のとおり計上していた。

① 林道区間における仮設作業道作設等のための切土及び盛土に係る土量(以下「切盛土量」)を計5,400 m^3 、施工現場区間における切盛土量を計2,550 m^3 、合計7,950 m^3 とする。

② 林道区間及び施工現場区間において、土留めなどで使用する大型土のうの数量を600袋とする。

そこで、実際の仮設作業道作設等に係る施工数量について、設計図書、施工写真、現地の施工状況等を確認したところ、林道区間の損壊が想定よりも少なかったことなどから、林道区間における切盛土量は計3,761.9 m^3 、施工現場区間における切盛土量は計2,032.1 m^3 、合計5,794 m^3 となっており、また、使用した大型土のうは13袋となっていて、当初積算時の概算数量よりも大幅に少なくなっていた。

そして、前記のとおり、任意仮設であっても、当初積算時の想定と現地条件が異なるなどの場合は、必要に応じて設計変更を行うこととされていることから、上記の現地における施工状況を踏まえると、設計変更をする必要があったのに、東信署は、任意仮設についてはその対象とならないと誤認していたことから、実際の施工数量に基づいた設計変更を行っていなかった。このため、切盛土量2,156 m^3 分、大型土のう587袋分等について過大となっていた。

したがって、実際の施工数量に基づくなどして、本件工事費を修正計算すると、他の項目において過少となっていた費用を考慮しても、工事費の総額は1億1564万円となることから、本件契約額1億2804万円はこれに比べて1239万円割高となっていて不当と認められる。

- ⑦ 東京オリンピック・パラリンピック競技大会の選手村に設置される飲食提供施設に提供する国産豚肉の調達、加工、保管等に係る契約において、契約を構成する主要な事項について合意した内容と異なる内容の契約書を作成し、また、業務の履行が完了したこととして検査調書を作成して会計法令に違反していたもの

1件 不当金額 1914万円

1 選手村における日本産食材提供による魅力発信業務等の概要

農林水産本省は、令和3年2月に「選手村における日本産食材提供による魅力発信業務」に係る請負契約(以下「本件契約」)をスターゼン株式会社との間で随意契約により締結して、同年4月に契約金額1914万円を会社に支払っている。本件契約の内容は、国産豚肉を調達して、東京オリンピック・パラリンピック競技大会(以下「大会」)の選手村において飲食提供等の業務を行う業者(以下「フードサービス業者」)が求める基準等を満たすように加工して、加工した国産豚肉計6,264kgを保管することなどとなっている。

2 検査の結果

本件契約を対象として、農林水産本省及び会社において、会計実地検査を行った。

(1) 合意した内容と異なる内容の契約書を作成していた事態

会社は、本件契約の締結前から、フードサービス業者との間で、選手村の飲食提供施設で使用する畜産物の納入に関する契約(以下「畜産物納入契約」)を締結していて、畜産物納入契約には会社が外国産豚肉を納入する内容が含まれていた。そして、農林水産本省によると、2年11月頃、畜産物納入契約を前提として、会社との間で、飲食提供施設に納入が予定されていた外国産豚肉の一部11,215kgを国産豚肉に切り替えるために、次の①、②等の点について口頭で合意したとしている。

① 会社は加工前の国産豚肉を調達して、フードサービス業者が求める基準を満たすように加工を行って保管し、大会が終了する3年9月まで逐次納入すること

② 農林水産本省は、外国産豚肉を国産豚肉に切り替えることに伴い生ずる調達、加工、保管、納入等に要する費用の増加額(以下「調達差額」)等を会社に支払うこと

したがって、農林水産本省は、会計法令に基づき、会社が締結した畜産物納入契約を前提として外国産豚肉11,215kgを国産豚肉に切り替えること、役務提供期間が業務開始を予定している3年2月頃から同年9月までであることなどを内容とする契約書を作成するなどの必要があった。

しかし、農林水産本省は、本件契約を構成する主要な事項について、合意した内容、すなわち、実際に実施することを予定していた内容とは異なる内容の契約書を作成して、合意した内容と契約書の記載内容とが相違していた。

上記の相違が生じた経緯等を確認したところ、次のとおりとなっていた。

ア 契約の目的における国産豚肉の数量や契約金額の構成要素

農林水産本省は、合意した内容は畜産物納入契約を前提とするものであり、合意した内容をそのまま本件契約の内容に反映させる場合には、本件契約の内容が複雑になると考えたことから、本件契約の内容について、簡潔なものとなるように、合意した内容とは異なる内容に置き換えることとしたとしている。その一環として、農林水産本省は、調達差額1494万円について、国産豚肉の調達、加工、保管等に要する費用であると装うこととしたとしていて、契約書に記載された国産豚肉の数量6,264kgについても架空のものであった。

イ 実施する業務の内容及び業務を実施する期間

農林水産本省は、合意した内容をそのまま本件契約の内容に反映させる場合には、年度ごとに業務を分割して2件の契約とするなどの煩雑な手続をとる必要があり、業務全体が単年度で完了することとすればそのような手続をとる必要がなくなると考えたことから、本件契約における業務を実施する期間を3年2月16日から同年3月31日までとして、4月以降に実施する業務は発

生しないことを装うこととしたとしている。また、業務を実施する期間を上記のとおりとする
と、業務の内容に国産豚肉の納入を含めることは大会が終了する時期(同年9月)との関係で不
自然であることから、契約書に記載する業務の内容についても、合意した内容の一部であり、国
産豚肉を選手村の飲食提供施設に提供する上で不可欠となる国産豚肉の納入を含めていなか
った。

会計法令によれば、契約担当官及び支出負担行為担当官は契約を締結する場合には、原則とし
て、契約の目的、契約金額、履行期限等の契約内容を記載した契約書を作成しなければならない
こととされている。それにもかかわらず、農林水産本省は、本件契約を構成する主要な事項につ
いて、合意した内容とは異なる内容の契約書を作成していた。

(2) 契約書に記載された業務の履行が完了したこととして検査調書を作成していた事態

3年3月31日時点における契約書に記載された業務の履行状況について確認したところ、国産豚
肉の調達の一部行われていたものの、加工は開始されておらず、加工後の状態で保管されている
ものはなかった。

一方、本件契約の検査職員には、実際に実施することを予定していた内容とは異なる内容を記
載した契約書が作成されていることなどを認識していた職員が任命されていた。そして、当該検
査職員は、国産豚肉の調達が完了しておらず、加工や保管は行われていないなどの状況にあるに
もかわらず、3年3月31日に、契約書に記載された業務の履行の完了を確認したこととして、事
実と異なる内容を記載した検査調書を作成していた。その後、農林水産本省は、当該検査調書に
基づくなどして、同年4月に契約金額全額を会社に支払っていた。

このように、本件契約について、契約を構成する主要な事項について合意した内容とは異なる内
容の契約書を作成していた事態、及び契約書に記載された業務の履行が完了したこととして検査調
書を作成していた事態は、会計法令に違反して著しく適正を欠いており、本件契約に係る支払
額1914万円が不当と認められる。

- ⑧ 学生健康診断サポート・データ管理システムの開発契約において、仕様書等で会社に対して提供することとされていた情報を適切に提供しなかったことなどにより、給付が完了していなかったのに、会社から納品書等を提出させ、会計規則等に反して給付が完了したこととして契約金額全額を支払っていたもの

1件 不当金額 499万円

1 学生健康診断サポート・データ管理システムの開発契約等の概要

(1) 契約の概要

国立大学法人山口大学は、「学生健康診断サポート・データ管理システム」(以下「新システム」)に係るソフトウェアの開発を、令和4年3月に、随意契約によりエコマス株式会社に契約金額499万円で請け負わせて実施している(この契約を「開発契約」)。

開発契約の内容は、山口大学の教員(以下「担当教員」)が自ら構築した学生健康診断システム(以下「旧システム」)について、Web化するなどするものであり、山口大学は、会社に対して、旧システムのライブラリー等の情報(以下「旧システムの情報」)を提供することとされている。そして、会社は、44項目の要件を満たした機能を有する新システムを4年3月31日までに開発することとされている。

(2) 給付の完了の確認等の概要

山口大学は、国立大学法人山口大学財務会計規則等(以下「会計規則等」)に基づき、請負契約に係る給付の完了を確認するため、必要な検査をしなければならないこととしており、当該検査を命ぜられた者(以下「検査職員」)は、契約金額が500万円未満の契約等については、納品書等に押印又はサインすることにより確認を行ったことを明らかにしなければならないなどとなっている。

2 検査の結果

山口大学は、開発契約について、給付が完了したとして検査職員がサインした納品書等に基づき、4年4月に会社に対して契約金額の全額を支払っていた。

しかし、開発契約の履行期限である4年3月31日から約10か月が経過した5年2月の会計実地検査時点においても、前記44項目のうち36項目の要件に係る機能を利用することができない状況となっていた。

そこで、開発契約の履行状況について確認したところ、担当教員は、旧システムの情報等について、開発契約の契約締結後速やかに会社に提供しておらず、履行期限の直前である4年3月下旬に一部のみを提供していた。一方、会社は、旧システムの情報等の提供を速やかに受け取ることができなかったことなどから、担当教員に対して履行期限までに新システムの開発を完了させることが困難である旨を連絡していた。しかし、担当教員は、会社に対して、履行期限までに新システムの開発が完了したこととして納品書等を発行するよう依頼し提出させていた。そして、検査職員は、新システムの開発が完了していないことを認識していながら、提出された上記の納品書にサインして、給付を確認したものとしていた。

また、検査職員が給付の完了を確認したとする4年3月31日時点における開発契約の給付の状況を確認したところ、前記44項目のうち42項目の開発が完了していなかった。

このように、開発契約の仕様書等において会社に提供することとされていた旧システムの情報等を担当教員が適切に提供しなかったことなどにより新システムの開発が完了していないのに、会社から納品書等を提出させ、会計規則等に反して給付の完了を確認したこととして検査職員が納品書にサインし、これに基づき契約金額全額を支払っていたことは適切ではなく、開発契約の支払額499万円が不当と認められる。

- ⑨ 情報セキュリティ強化対策として機構の業務用端末をインターネットから分離するなどの契約の実施に当たり、機構において必要な業務を適時適切に実施していなかったため、分離システムの構築のために賃借した機器等の一部が一度も使用されておらず、また、追加費用が生じたもの

1件 不当金額 6598万円

1 インターネット分離に係る契約の概要等

独立行政法人海技教育機構は、機構本部、海技大学校等の学校、練習船等の各拠点において、情報システムの安全性を確保するためのインターネットからの分離を行うため、平成29年8月に三菱HCキャピタル株式会社(令和3年3月31日以前は日立キャピタル株式会社)との間で、「情報セキュリティ強化対策に係わるインターネット分離及び保守業務」(以下「分離契約」、同契約により構築されるシステムを「分離システム」)を最終変更後契約額1億3852万円で締結し、同額を平成30年1月から令和5年4月までの間に会社に対して支払っていた。

機構は、業務で取り扱う個人情報等をインターネット分離によって確実に保護するために、各拠点間にVPNを構築することとしていた。VPNの構築に当たり開発に係るコストを抑制し工程の手戻りを防ぐには、工事の計画等の内容を踏まえ、事前に各拠点間においてVPNの構築が可能かどうかを検証した上で着手することが必要となる。このVPNに係る検証及び構築については、分離契約の仕様書等において機構の業務であるとされていた。また、会社が分離システムを構築するためには、IPアドレス等の情報が必要となるが、このIPアドレス等の情報は、部外に秘匿を要するものとして、機構が自ら設定して会社に提供することとして、機構に支援・情報提供義務があるとされていた。

(注1) VPN Virtual Private Networkの略で仮想専用網と呼ばれる。インターネットをあたかも専用線であるかのように利用するネットワーク形態をいう。

(注2) IPアドレス インターネットに接続されるコンピュータ等を識別するため、各コンピューター等に割り振られる数字列

2 検査の結果

機構は、VPNルータ等を用いて機構自ら各拠点間においてVPNを構築した上で、平成30年3月までに分離システムを構築することとしていた。そして、VPNを適切に構築するためには、事前にVPNの構築が可能かどうかを検証した上で着手することが必要となる。しかし、機構は、VPNルータと分離用サーバ等を接続すれば問題なく進められると考えていたことから、VPNの構築の検証を行う予定を立てていなかった。また、会社は機構に対して各拠点間におけるVPNの構築を30年1月までに行うよう依頼していたが、機構は工事の立会いのため対応できないなどの理由により、応じていなかった。このため、本部と練習船間(以下「船陸間」)の検証は令和元年12月になって初めて行われた。この検証の結果、船陸間では従来のモバイル回線でインターネット分離を行うと、通信容量が不足して業務に使用できないなどの問題が判明したため、機構は、2年3月に練習船における分離システムの構築を断念した。この結果、練習船に設置予定の分離用サーバ10台等(支払額相当額4260万円)は、一度も使用されることのないまま賃借期間終了後(5年4月)に会社に返還されていた。

また、機構は、IPアドレス等の情報について、部外に秘匿を要するものであるとして、自ら設定して会社に提供することとしており、会社は機構に対して平成30年1月までにIPアドレス等の提供を依頼していた。しかし、機構は工事の立会いのために対応できないなどの理由により、応じていなかった。また、30年4月の人事異動でも事務引継が十分に行われなかったことなどから、その後もIPアドレス等の提供は行っていなかった。このため、機構は30年10月に自らIPアドレス等を設定することは困難であるとして、会社にその設定等を依頼し、IPアドレスの調査費用等2338万円を追加費用とする変更契約を締結した。

したがって、使用されていない分離用サーバ等に係る支払額相当額4260万円及び追加費用の支払額2338万円の計6598万円が不当と認められる。

- ⑩ 耐震補強設計業務委託契約における鋼製橋脚に係る耐震補強の要否の判定及びそれに基づく設計について、適用した基準が適切でなかったため、改めてやり直す結果となっていて、成果品が所期の目的を達していなかったもの

1件 不当金額 1999万円

1 契約等の概要

阪神高速道路株式会社大阪管理局(令和元年7月1日以降は管理本部管理企画部)は、平成28、29両年度に、橋りょうの耐震補強工事を実施するために、これに係る設計業務(以下「耐震補強設計業務」)を、契約額1億0161万円で阪神高速技研株式会社(以下「委託業者」)に委託して実施している。

耐震補強設計業務は、既設橋りょうの鋼製橋脚134基等を対象として、耐震補強の要否を判定するとともに、耐震補強が必要と判定された橋脚について耐震補強設計を行うなどするものである。

阪神高速道路株式会社(以下「会社」)は、橋りょうの設計に当たり、「道路橋示方書・同解説」(以下「示方書」)を適用することとしているが、既設橋りょうの鋼製橋脚に係る耐震補強設計等については、独自に定めた「鋼製橋脚の耐震設計・耐震補強設計手引き(案)」(以下「阪神基準」)を適用することとしている。

阪神基準は、示方書を基に、会社において鋼製橋脚が多く用いられていることや平成7年兵庫県南部地震の被害実績等を勘案して策定されたものであり、耐震補強設計業務の実施時点において、耐震設計等について国内で広く適用されている示方書と比較しても、設計上許容される上限値が低く設定されているほか、耐震補強の要否の判定方法が異なるなどしている。そして、会社は、阪神基準を策定して以降、鋼製橋脚に係る耐震補強の要否の判定等については全て阪神基準を適用して実施することとしている。

2 検査の結果

大阪管理局は、平成28年熊本地震を契機とした緊急輸送道路の耐震補強対策を推進するという国の方針を踏まえて、早期に事業完了が見込めるなどとして阪神基準ではなく示方書を適用することとし、耐震補強設計業務委託契約を締結した直後の打合せにおいて、鋼製橋脚に係る耐震補強の要否の判定等については、示方書を適用するよう委託業者に指示していた。その結果、鋼製橋脚134基のうち116基において耐震補強が必要であると判定され、それに基づいて設計等された成果品を29年12月に受領していた。

大阪管理局は、上記の成果品に基づき、鋼製橋脚116基について耐震補強工事を施工することとして、30年5月に施工業者に請け負わせて実施していた。しかし、令和元年5月、大阪管理局は、他の鋼製橋脚の耐震補強との整合等を図る見直しを行うこととして、鋼製橋脚134基に係る耐震補強の要否の判定等について阪神基準を適用して行うこととすることを施工業者に通知し、別途の委託業務等において、鋼製橋脚134基に係る耐震補強の要否を判定し、それに基づく設計をやり直した結果、鋼製橋脚123基に係る耐震補強が必要であるとされた設計の成果品を2年3月に受領していた。その後、大阪管理局は、上記の成果品に基づいて、耐震補強工事の施工業者と変更契約を締結していた。

このように、会社は、示方書とは別に阪神基準を独自に定め、鋼製橋脚に係る耐震補強の要否の判定等については全て阪神基準を適用することとしているのに、大阪管理局は、独自の判断により、示方書を適用するよう委託業者に指示していた。その結果、改めて阪神基準を適用してやり直す結果となり、示方書を適用して実施した鋼製橋脚134基に係る耐震補強の要否の判定及びそれに基づく成果品は耐震補強工事に使用されていなかった。

したがって、鋼製橋脚134基に係る耐震補強の要否の判定等に適用した基準が適切でなかったため、改めてやり直す結果となっていて、示方書を適用して実施した成果品が所期の目的を達しておらず、これに係る契約額相当額1999万円が不当と認められる。